

令和8年8月

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備について
以下のとおり対応しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・患者様に明細書を無償で交付しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した医療情報等を活用できる体制を有しています。
- ・医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関する相談に応じる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険利用について、お声掛け、ポスター掲示等を行っています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の掲示板およびホームページに掲載しています。

なお、厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い
下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区 分	点 数
初 診（1月に1回）	4 点
再 診（1月に1回）	2 点

山口リハビリテーション病院